ぬくもりボランティア福祉サービス事業実施要綱

（目　的）

第1条　本格的な少子・高齢化の進展、家族機能の変化等により福祉サービスの需要は大きく変容しており、地域で生活する高齢者、障がい者等への生活支援は、行政、社会福祉法人等において対応してきている。しかしながら、昨今、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度の対象とならない身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化している。本事業は、自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づき、住民同士の支え合い活動を行うことで、『他人事』ではなく、『我がごと』・『丸ごと』の地域づくりを育むとともに、制度では対応できない身近な生活課題を解決していくことを目的に実施する。

（実施主体及び機関）

第2条本事業の実施主体及び実施機関は、西条市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

２　本事業の実施にあたっては、関係機関、団体等と緊密に連携をとりながら実施するものとする。

（コーディネーターの設置及び職務）

第3条本事業の円滑な推進を図るため、ぬくもりボランティア福祉サービス事業コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置する。

２　コーディネーターは、本会職員が担うこととする。

３　コーディネーターは、第4条に定める利用会員と協力会員のマッチング業務を行うとともに協力会員の育成に努める。

（会　員）

第4条　本事業を円滑に推進するため、会員制度により運営するものとする。

２　会員は、この事業の趣旨、目的に賛同し加入申込をした者で、次の2種類に区分し構成する。

（１）　利用会員

市内に居住する高齢者、障がい者、父子、母子世帯等で、日常生活の援助を受けたい者で、本事業利用会員に登録された者をいう。

（２）　協力会員

市内に居住し、心身ともに健全で、この事業に対する理解と熱意を有し、第8条に定めるサービス提供に協力する者で、本事業協力会員に登録された者をいう。

ア　協力会員になろうとする者が未成年の場合は、保護者等の同意を得るものとする。

（加入申込）

第5条　利用会員になろうとする者は、様式第2号の依頼書兼登録書により申し込むものとする。但し、本人が申し込み困難なときは親族等が代って申し込むことができる。

２　協力会員になろうとする者は、様式第1号の申込書により申し込むものとする。

（登録証の発行）

第6条　前条により申し込みがあり、本会会長が協力会員と認めた者に対して、協力会員の登録証（様式第3号）を発行する。

（資格の喪失）

第7条会員は次の各号の一に該当した場合は資格を喪失する。

（１）　様式第4号により退会の申し出があったとき。

（２）　市外に転出したとき。

（３）　死亡したとき。

（４）　第14条第3項の事項が起こったとき。

（５）　犯罪行為により訴追を受け、又はこれに準ずる行為のあった者。

（サービスの内容）

第8条　サービスの内容は概ね次の区分に掲げるとおりとする。

（１）　家事サービス

ア　掃除、窓拭き、ごみ捨て、墓掃除

イ　洗濯、乾燥、布団干し

ウ　買い物、食事の準備・片付け手伝い

エ　軽微な修繕、電球・電池の交換

オ　家具の移動

カ　草引き、庭木の手入れ

キ　入院時の準備、入院時の洗濯・買い物、退院時の手伝い

（２）　付き添いサービス

ア　散歩

イ　買い物付き添い

ウ　墓参り

エ　通院時など外出時の付き添い

オ　集い場への付き添い

（３）　相談等サービス

ア　代筆、代読、

イ　相談、話し相手

（４）　前各号に掲げるもののほか利用会員の自立した生活に資する援助

２　利用できるサービスは前項に定めるもののうち、必要と認められるものとする。

３　サービスの利用時間は、原則として午前7時から午後9時までの間の必要と認められる時間で、1日3時間を限度として行うものとする。

４　原則宿泊を伴う援助は行わず、援助活動を行う範囲は市内に限るものとする。

（休　　日）

第9条休日は1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの間とし、原則としてサービスを行わない。

（利用申込み）

第10条　サービスの提供を受けようとする利用会員は、様式第2号の依頼書により、コーディネータ―に申し込むものとする。

２　原則サービス提供予定日の10日前までに申し込むものとする。ただし、10日前が土日祝日にあたる場合は、その前の平日執務時間中（8：30～17：15）とする。

（マッチング）

第11条　コーディネーターは、前条の規定によりサービスの利用申し込みを受理した時は、速やかに協力会員とのマッチングを行う。ただし、サービスを担える協力会員がいない場合は、申し込みを断ることができるが、その際には、直ちに利用会員に連絡するものとする。

（利用決定）

第12条　コーディネータ―は、前条の規定により協力会員と利用会員とのマッチングができた場合は、利用会員に通知する。

（サービスの取り消し）

第13条　利用会員は、受けているサービスが不要となった時は、直ちにその旨を本会へ申し出なければならない。

２　本会は、利用会員が次の各号の一つに該当するときは、サービスの提供を取り止めることができる。

（１）　偽り、又は不正な手段によりサービスの提供を受けていることが判明したとき。

（２）　その他サービスの提供が不適当と認められるとき。

３　本会は、前項の規定によりサービスの提供を取り止めようとするときは、必要に応じ実態調査を行い、速やかに可否を決定し、当該利用会員に通知するものとする。

（サービス利用料）

第14条　利用会員は、援助活動の終了後、協力会員に対して別に定める基準に従い、利用料及び実費を支払うものとする。（別表第1参照）

２　協力会員は、援助活動の終了後、領収書兼活動報告書を作成し、「利用会員控」を利用会員へ、「社協控」を本会事務局へ提出する。但し、本会事務局への提出は、月初に前月の活動分をまとめて提出するものとする。

３　本会は、サービスに関する取り扱いについて、次に挙げる事例が発生した場合には、ただちに実態調査を行ったうえで、利用の停止を執行し、事項によっては利用料の返還及び支払いを命ずることができる。

（１）　利用会員が、偽り又は不正な手段によりサービスの提供を受けていることが判明したとき。

（２）　利用会員が、支援を受けたにもかかわらず、所定の利用料金を支払わないとき。

（３）　協力会員が、利用会員に対して不当な利用料金を請求したとき。

（４）　その他、本会会長が利用の停止の執行及び返金・支払いが必要と認めたもの。

（協力会員の義務）

第15条　協力会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

（１）　サービスの提供にあたり、知りえた情報を他に漏らしてはならない。これは、会員の資格を消失した後も同様とする。

（２）　サービスに従事中、利用会員に異常を認めたときは、その状況を的確に把握し、適切な措置を講ずるとともに、必要に応じ関係機関等に連絡しなければならない。

（３）　サービスに従事するときは必ず、協力会員登録証及び身分が証明できるもの（運転免許証等）を携帯し、請求があったときはこれを提示しなければならない。

（４）　訪問中に物品の斡旋、販売又は物品等を受ける行為をしてはならない。

（保　険）

第16条　協力会員はボランティア保険に加入することとし、所定の傷害及び賠償責任保険を適用するものとする。

２　前項の保険に係る費用は、本会が負担する。

（研　修）

第17条　協力会員に対する研修は必要に応じて適宜行うものとする。

（費　用）

第18条　この事業に要する費用は、市の補助金及び自主財源をもってあてる。

（委　任）

第19条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が定める。

附　則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

サービス内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 内　　　容 | 金　　額 | 備　考 |
| （１） | 家事サービス掃除、窓拭き、ゴミ捨て、墓掃除洗濯、乾燥、布団干し買い物、食事の準備・片付け手伝い軽微な修繕、電球・電池の交換家具の移動草引き、庭木の手入れ入院時の準備、入院時の洗濯・買い物退院時の手伝い | ア　開始30分以内　　　　一律200円イ　30分以上1時間以内200円（最初の30分）　　　　**＋**10分ごとに100円加算ウ　1時間以上500円（最初の1時間）**＋**1時間ごとに500円※下記例を参照 | 1. サービス時間が30分未満の場合は一律200円。(例１参照)
2. 30分以上1時間以内の場合、最初の200円に10分ごとに100円ずつ加算。（例２参照）
3. 1時間以上の場合は、最初の500円に1時間ごと500円加算。（例３参照）
4. 利用会員は、サービス内でかかった消耗品、器具類等実費分は別途支払うこととする。
5. 「家事サービス」の“庭木の手入れ”は、2ｍまでの木を対象とし、剪定や刈り込み作業の中で、松の剪定等技術が必要なものや危険と判断される作業はお断りする場合がある。
6. 剪定くずは利用会員が処分するものとする。
 |
| （２） | 付き添いサービス散歩買い物通院など外出時の付き添い墓参り通院時の付き添い集い場への付き添い |
| （３） | 相談等サービス手紙の代筆、代読相談、話し相手 |

※希望する内容に従事できる協力会員がいない場合は、依頼を受けることができない場合がある。

―サービス費内訳例―

例１：ゴミ出し支援のみだったので、15分で終わった。（支援時間30分以内）

　　　サービス費：200円

例２：買い物支援で、買い物に行ってきてもらった。（支援時間45分）

　　　サービス費：200円＋200円（15分）＝400円

例３：病院への受診に付き添ってきてもらった。（支援時間1時間20分）

　　　サービス費：500円（最初の1時間分）＋500円ずつ加算＝1,000円

　　　　　　（1時間を超過した場合は、その後１時間に満たない場合でも500円を加算。）